

議案第16号 小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

令和6年度から、任期が6箇月以上のフルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員について勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年小松島市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，期末手当_____及び退職手当をいい，パートタイム会計年度任用職員にあっては，報酬及び期末手当_____をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は，任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>ただし，給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは，「100分の132.5」とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは，フルタイム会計年度任用職員にあっては，給料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，<u>期末手当，勤勉手当及び退職手当をいい，パートタイム会計年度任用職員にあっては，報酬，期末手当及び勤勉手当をいう。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は，任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。_____</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第15条の2 <u>給与条例第21条の規定は，任期が6箇月以上のフルタ</u></p>	<p></p> <p>追加 改正</p> <p>削る</p> <p>追加</p>

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 (略)

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条____において同じ。)について準用する。ただし____, 給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の132.5」と、同条第4項____中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの

イム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第22条 (略)

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において____, 給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの

改正

追加
改正
削る

改正

改正

平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第25条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

追加